

特定事業（愛知県営上和田住宅PFI方式整備事業）の選定の一部変更について

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第7条の規定により、平成30年8月6日付けで特定事業として選定した愛知県営上和田住宅PFI方式整備事業（以下「本事業」という。）について、事業内容を一部変更したため、同法第11条の規定による、特定事業の選定に当たっての客観的な評価を次のとおり変更します。

平成30年12月11日

愛知県知事 大村 秀章

- ・ 1（7）ア（ア）の文中「毎年度1回、各年度末の出来高部分に相応する費用の10分の9以内の額を支払います」を「一部支払いとして各年度末の出来高部分に相応する費用の10分の9以内の額を支払います。また、特定事業者は年度末の一部支払いの前に各年度において2回を上限として当該請求時点の出来高部分に相応する費用の10分の9以内の額を請求できるものとします」に変更する。
- ・ 2（2）ウ 評価結果の文中「約10.4%」を「約5.2%」に変更する。
- ・ 2（4）総合評価の文中「約10.4%」を「約5.2%」に変更する。